

## 第九管区海上保安本部公示第36号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年6月8日

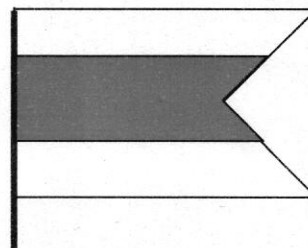
第九管区海上保安本部長

瀬口 良夫



### 嫁礁周辺水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所  
名称 第九管区海上保安本部  
住所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
調査区域 嫁礁周辺（付図参照）  
調査期間 令和2年6月30日（火）から  
令和2年7月 4日（土）までの5日間（往復日数を含む）
- 3 水路測量の実施方法  
海上保安庁測量船「天洋」を使用して、GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置  
イ 調査船は、水路業務法第17条に基づき、  
水路測量業務法施行規則  
（昭和25年運輸省令第55号）  
第6条に定める「白紅白」旗の標識を掲げる。  
ロ 九管区水路通報により周知する。



調査区域図

